平成○年○月○日

各　位

パートの労働保険･社会保険の加入について

株式会社　○○

　総務部長　○○　○○

パートタイム労働者であっても、以下のような場合は労働保険・社会保険に加入させなければなりません。当社では、この基準に則った適正な加入手続をいたしますので、ご承知おきください。

１．雇用保険

　以下の両方の要件を満たした場合は加入します。

1. １週間の所定労働時間が**20時間以上**であること
2. **31日以上引き続き雇用されることが見込まれる**こと

２．労災保険

　労働時間や雇用形態にかかわりなく、**労働者はすべて対象**になります。

３．社会保険（健康保険・厚生年金保険）

　以下の両方の要件に該当する場合は加入します。

1. １日または１週の労働時間が、その事業所で同種の業務を行う一般社員の所定労働時間の概ね**３／４以上**あること
2. １か月の労働日数が、その事業所で同種の業務を行う一般社員の所定労働日数の概ね**３／４以上**あること

年収要件はありませんので、上記に該当すれば配偶者等の扶養控除対象者であっても加入の義務があります。

パートタイム労働者が上記要件に該当せず、かつその配偶者が社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入している場合、パートタイム労働者の年収が130万円未満※であれば、配偶者の被扶養者扱いとなります。年収が130万円以上※であれば、自身で国民健康保険、国民年金に加入することになります。

※60歳以上または障害厚生年金受給者は180万円未満

以　上